

## 横浜市水道局設計・測量等委託業務設計変更事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、設計変更の決定及び契約変更の手続について必要な事項を定め、もって設計変更に係る設計・測量等委託業務の適正な履行を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計・測量等委託業務 横浜市水道局が発注する設計、測量及び地質調査の委託業務をいう。
- (2) 設計変更 設計・測量等委託業務の履行にあたり設計図書の一部を変更することをいう。
- (3) 契約変更 設計変更の決定に基づく契約の変更をいう。
- (4) 設計・測量等委託業務発注課 当該委託業務の予算執行を主管する課をいう。

### (設計変更の基本原則)

第3条 設計変更の決定及び契約変更は、当該設計・測量等委託業務の目的を変更しない限度において、特に必要な場合又はやむを得ない場合のほか、これを行うことができない。

### (設計変更の手続)

第4条 設計・測量等委託業務発注課において設計変更をしようとするときは、設計・測量等委託業務設計変更伺（横浜市水道局会計規程（昭和36年4月水道局規程第9号。以下「会計規程」という。）第188条の2に規定する執行伺をいう。）により決裁を得なければならない。

- 2 設計・測量等委託業務設計変更伺には、設計変更の内容を明示した設計書、仕様書（原仕様書と同一内容である場合を除く。）図面その他の関係図書（以下「設計図書」という。）及び第8条第1項の規定による契約変更手続を行う場合は、請負人に交付する設計・測量等委託業務設計変更指示書（第1号様式）を添えなければならない。
- 3 契約金額の増減又は履行期限の伸縮を必要とする設計変更の場合にあっては、あらかじめ受託者と協議して、その予定増減額又は予定伸縮期間を算出するのを原則とするものとする。
- 4 前項の場合において、契約金額の予定増減額は、内訳書の単価（内訳書がないときは設計書の業務費単価。以下同じ。）を基準にして算出するものとする。ただし、設計・測量等委託業務の増加部分について、契約金額内訳書の単価を基準にして算出することが適当でないときは、この限りでない。

### (設計変更の手続の特例)

第5条 横浜市水道局設計・測量等委託業務監督事務取扱規程（平成21年1月30日達第2号）第11条に規定する設計・測量等委託業務の内容の変更の指示（以下「変更指示」という。）を行った場合には、当該変更指示に対応する設計変更に係る前条の決裁を速やかに得るものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、極めて近い将来に続けて変更指示を行うことが見込まれる場合には、変更指示に基づく設計変更について、変更指示に伴う契約金額の増減額の合計が契約金額の20パーセント以内の場合に限り、まとめて決裁を得ることができる。

### (契約変更の手続き)

第6条 第4条第1項の規程により設計変更の決定をしたときは、設計・測量等委託業務発注課長は、委託契約変更依頼書により契約変更を経営部経理課長に（以下「経理課長」という。）に依頼しなければならない。

- 2 前項の依頼書には、設計図書を2部添えなければならない。

### (受託者への通知)

第7条 経理課長は前条第1項の依頼を受けたときは、速やかに受託者に通知し、変更契約を締結するものとする。

(契約変更の手続の特例)

第8条 前2条の規定にかかわらず、設計・測量等委託業務発注課長は、第4条の規定による設計変更の決定後、速やかに設計・測量等委託業務設計変更指示書及び設計図書を受託者に交付し、受託者から請書（第2号様式）を提出させることによって変更契約書の作成に代えることができる。

2 前項の規定によって変更契約書の作成を省略した場合においては、設計・委託測量業務発注課長は設計・測量等委託業務設計変更指示書及び受託者が提出した請書の写しを速やかに経理課長に送付しなければならない。

(概算等による設計変更の決定及び契約変更)

第9条 早急に設計変更の決定をし、及び契約変更しなければ委託の目的達成に支障がある場合においては、概算によりこれらを行うことができるものとし、その手続については概算契約手続要綱（平成13年5月31日局長決裁）第7条の規定を準用するものとする。

(監督員による設計変更の指示等)

第10条 監督員は、第4条1項又は前条の決裁を得るまでの当面の措置として取扱規程に定めるところにより、受託者をして、当該設計変更に係る委託を行わせることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に行う設計変更の決定及び契約変更から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に設計・測量等委託業務の設計変更の処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月29日から施行し、同日以後に行う設計変更の決定及び契約変更から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に設計・測量等委託業務の設計変更の処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

設計・測量等委託業務設計変更指示書

(受託者)

様

横浜市水道事業管理者



委託業務名	
履行場所	
契約年月日	年 月 日

標記の設計・測量等委託業務について、次のとおり変更を指示します。  
請書を提出して下さい。

変更項目	既定	変更	差引
履行期限	年 月 日	年 月 日	-
契約金額	円 うち消費税及び地方消費税の額 円	円 うち消費税及び地方消費税の額 円	円 うち消費税及び地方消費税の額 円
設計 仕様	<input type="checkbox"/> 詳細は、別添設計図書のとおり。 <input type="checkbox"/> 添付なし		
備考			

第2号様式

収入  
印紙

請 書

年 月 日

(提出先)

横浜市水道事業管理者

住 所

受託者 商号又は名称

代表者職氏名

㊟

設計・測量等委託業務契約の設計又は仕様等の変更について、変更事項を遵守し契約を履行します。

委託業務名	
履行場所	

○変更事項(☑の表示をした部分)

<input type="checkbox"/> 契約金額増△減	¥ (うち消費税及び地方消費税の額 ¥ )
<input type="checkbox"/> 履 行 期 限	年 月 日
<input type="checkbox"/> 設 計 ・ 仕 様	別紙のとおり